

情報アクセシビリティについての導入

令和5年10月

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律【議員立法】 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(略称:情コミ法)) (R4年5月25日公布・施行)

目的

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とする。

情コミ法のポイント

1. 国及び地方公共団体の責務(四条)

国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。また、これらの施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。

2. 事業者の責務(五条1項)

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めなければならない。

3. 協議の場の設置(十一条3項)

国は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう、内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員、障害者による情報取得等に資する機器等を開発し又は提供する者、障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に關し必要な措置を講ずるものとする。